

⑦歴史保全区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
サブ区域については、対応する基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮するものとする。	
<b>配置</b>	
・ 建て替える場合には原則として既存建物の配置を踏襲し、町並みの構成を保全する。	<input type="checkbox"/>
・ 地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配置等工夫すること。	<input type="checkbox"/>
<b>規模</b>	
・ 建て替える場合には既存建物の軒高、棟の高さを越える規模とならないよう努める。 なお、基本区域が定める建築物最高高さの値の方が既存建物高さより低い場合は、基本区域の基準に従う。	<input type="checkbox"/>
<b>形態・意匠</b>	
・ 屋根形状、棟の向きは集落に残る伝統的な建物に習うよう努める。	<input type="checkbox"/>
・ 長屋門、蔵等の歴史的価値が高い建物はできるだけ保存する。やむをえず建て替える場合は、従前の建物の位置、規模、形態意匠を踏襲するよう努める。	<input type="checkbox"/>
<b>材料</b>	
・ 既存の伝統的な建物に使われている材料をできるだけ使うよう努める。	<input type="checkbox"/>
<b>色彩等</b>	
・ 色彩に関する基準値は、基本区域で定めるものと同じとする。推奨値として、外壁、屋根・屋上ともに彩度2以下とする。	<input type="checkbox"/>
<b>敷地の緑化</b>	
・ 敷地内にある樹林・農地はできるだけ保全するよう努める。	<input type="checkbox"/>
<b>特定外観意匠*に関する付加基準</b>	
・ 特定外観意匠は原則として設置しない。機能上必要な場合には色彩を外壁、屋根・屋上に対する歴史保全サブ区域に示す基準程度に押さえる。	<input type="checkbox"/>

\* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）